

## 横浜みどりアップ計画市民推進会議 第12回調査部会

- 1 日 時 9月9日(火) 午前8時45分から正午まで
- 2 場 所 戸塚区東俣野町(水田)、名瀬町(樹林)、柏尾町(保育園の緑化)、  
戸塚区総合庁舎(公共施設の緑化)
- 3 内 容 横浜みどりアップ計画 取組の柱1～3の施策現場の視察及び意見交換

### 4 調査場所、対象とする取組

<戸塚区東俣野町(水田)>

#### 取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

**施策1** 農に親しむ取組の推進

○良好な農景観の保全事業～水田の保全

<戸塚区名瀬町(樹林地)>

#### 取組の柱1：市民とともに次世代につなぐ森を育む

**施策1** 樹林地の確実な保全の推進

○緑地保全制度による指定の拡大・市による買取事業

<戸塚区柏尾町 民間保育園、戸塚区総合庁舎>

#### 取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

**施策2** 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進

○子どもを育む空間での緑の創出事業

**施策1** 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

○公共施設・公有地での緑の創出事業

### 5 行 程 (予定)

- 8:45 集合・受付、バスに乗り込み出発 <趣旨等説明：政策課>
- 9:00 現地近辺に到着、東俣野町の水田を踏査 <制度説明：南部農政事務所>
- 9:25 東俣野町出発 <水田制度に関する質疑応答、樹林地の説明>
- 9:55 名瀬町到着、市民の森、同予定地を踏査 <制度説明：緑地保全推進課>
- 《近隣の山林所有者の方からご意見を伺う》
- 10:35 柏尾町到着、保育園芝生化の緑化事例を視察 <制度説明：みどりアップ推進課>
- 《保育園の方からご意見を伺う》
- 11:15 戸塚区役所到着、屋上緑化を視察、休憩 <制度説明：みどりアップ推進課・南部農政事務所>
- 11:30 意見交換会(戸塚区役所会議室)
- 12:00 解 散

<戸塚区東俣野町（水田）>

「良好な農景観の保全事業～水田の保全」

水田作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。

◆説明等対応職員：南部農政事務所

踏査及び説明 25分（移動時間含）

<戸塚区名瀬町（樹林地）>

「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取事業」

緑地保全制度の指定により土地所有者への優遇措置を講じることで、樹林地を保全します。  
また、土地所有者の不測の事態等による、樹林地の買入れ申し出に対応します。

◆説明等対応職員：緑地保全推進課

◆市民の方のご意見聴取：近隣の山林所有者

踏査及び説明 30分（移動時間含）

<戸塚区柏尾町 民間保育園、戸塚区総合庁舎>

「子どもを育む空間での緑の創出事業」

子どもを育む空間である保育園、幼稚園、小中学校において、園庭・校庭の芝生化、花壇づくり、屋上や壁面の緑化などを進め、多様な緑を創出します。

◆説明等対応職員：みどりアップ推進課緑化推進担当

◆現場の方のご意見聴取：柏尾町スマイル保育園園長先生

踏査及び説明 30分（移動時間含）

「公共施設・公有地での緑の創出事業」

各区の主要な公共施設について、緑を充実させる取組を推進します。

◆説明等対応職員：南部農政事務所、政策課

見学及び説明 15分（移動時間含）

※時間はすべて予定です。交通事情等により、多少増減します。

# 東俣野農業専用地区について

平成26年9月9日  
横浜みどりアップ計画推進会議  
第12回調査部会 参考資料

## 地区の概要

- 戸塚区の西南に位置し、境川を隔てて藤沢市との市境に広がる農業専用地区です。緩傾斜地では葉物、果菜類を中心に栽培がおこなわれ、境川沿いには水田が広がります。
- 昭和46年に畑地かんがい施設の整備が始まり、昭和50年代にかけて野菜生産や花き生産のための施設が順次整備されました。
- 生産された農産物は、JA横浜などの直売所や鎌倉・藤沢方面の市場に出荷されています。

## データ

### ■面積

65.7ha(田13.9ha、畑29.2ha、その他22.6ha)

### ■主な農作物

キュウリ、ナス、トマト、ニンジン、コマツナ、  
ホウレンソウ、ダイコン、キャベツ、  
シクラメン、花壇苗、水稻

### ■農家戸数

84戸

### ■農業専用地区指定

昭和47年3月31日(市内7番目)



## 「みどりアップ計画」の主な事業の推進について

### ■水田保全奨励事業

※裏面を参照

### ■集团的農地の維持管理奨励事業

事業主体: 東俣野農業専用地区協議会

開始年度: 平成22年度

内 容: 集团的農地の保全、法面・水路の管理

### ■不法投棄対策事業

事業主体: 東俣野農業専用地区協議会

開始年度: 平成21年度

内 容: パトロール など

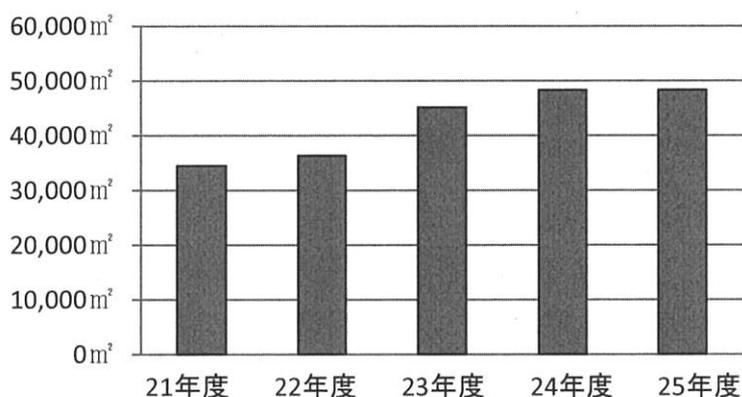


# 戸塚区東俣野町の水田保全承認面積等について

## 1 水田保全承認面積の推移

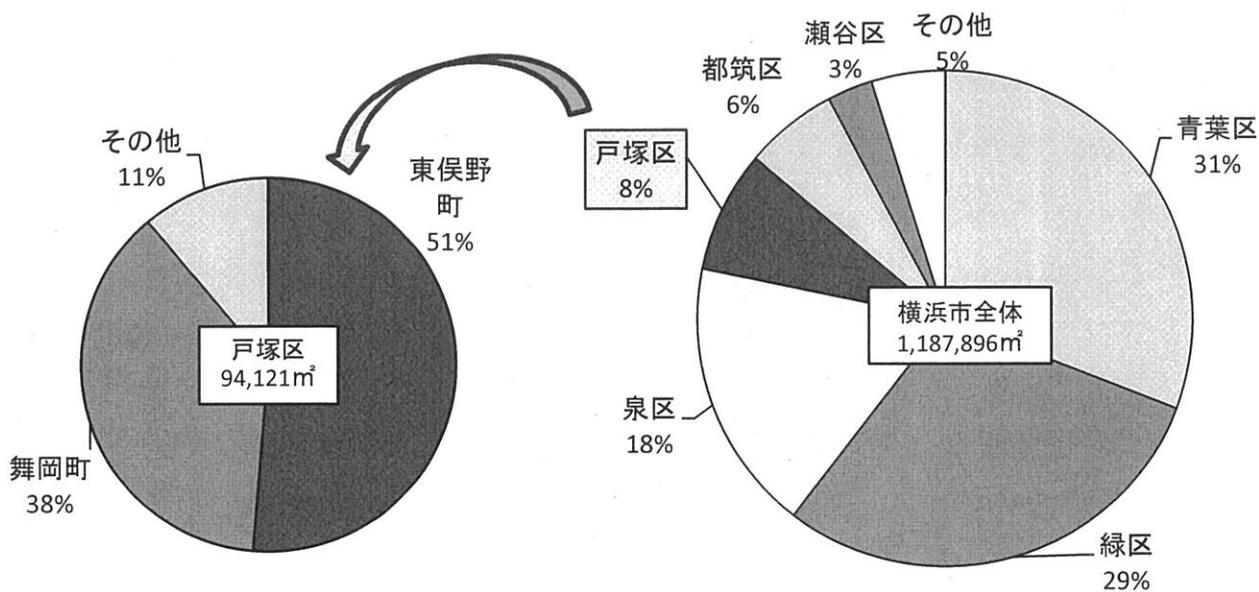
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
東俣野町	34,423m <sup>2</sup>	36,322m <sup>2</sup>	45,151m <sup>2</sup>	48,313m <sup>2</sup>	48,313m <sup>2</sup>
区内	45.8%	46.2%	49.6%	51.3%	51.3%
戸塚区	75,114m <sup>2</sup>	78,563m <sup>2</sup>	91,071m <sup>2</sup>	94,233m <sup>2</sup>	94,121m <sup>2</sup>
市内	8.4%	7.9%	8.3%	8.2%	7.9%
横浜市全体	894,556m <sup>2</sup>	999,258m <sup>2</sup>	1,097,262m <sup>2</sup>	1,144,179m <sup>2</sup>	1,187,896m <sup>2</sup>
横浜みどりアップ計画5か年目標	500,000m <sup>2</sup>	1,000,000m <sup>2</sup>	1,100,000m <sup>2</sup>	1,150,000m <sup>2</sup>	1,200,000m <sup>2</sup>

東俣野町の水田保全承認面積推移



## 2 平成25年度水田保全承認面積割合

戸塚区は市内4位の承認面積であり、東俣野町は戸塚区の約半分になります。





## (仮称)名瀬・上矢部市民の森事業について

戸塚区名瀬町・上矢部町地区にある一団の良好な緑地約 17.9 ha(うち約 7.2 ha 市有地)について、市民の憩いの場の確保を図るため、引き続き市民の森の指定推進を図ります。

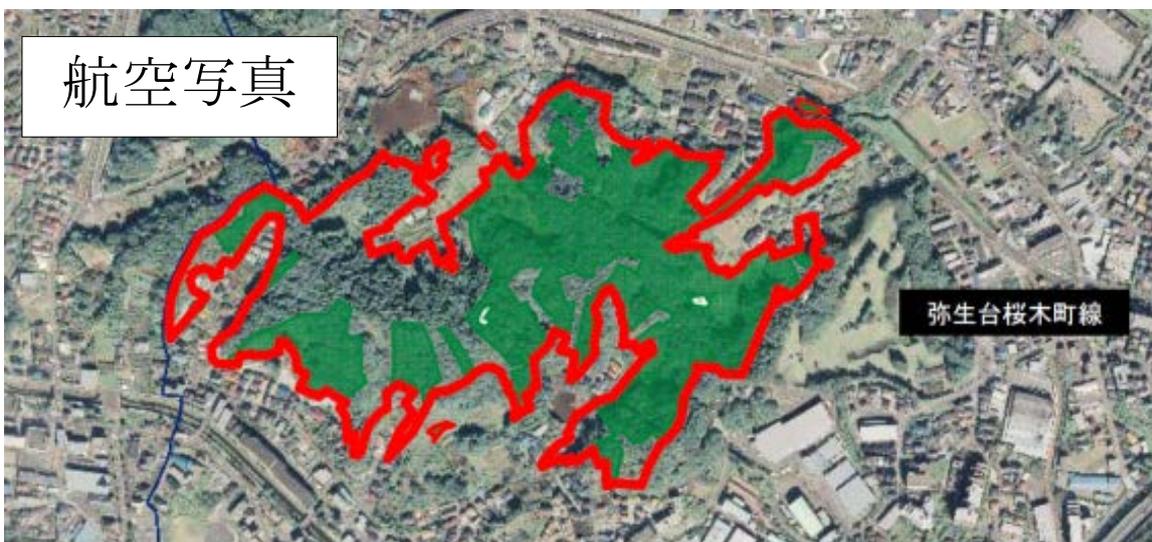
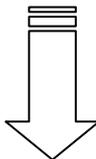
### 1 市民の森の概要

名瀬町と上矢部町の町境を東西に走る尾根と複数の谷戸から成る、クヌギ・コナラやスギ等の良好な樹林地及び草地で、現在、市有地 7.2ha を含む 11.2ha について、市民の森として指定しております。

(仮称)名瀬・上矢部市民の指定状況	
事業推進区域	224 筆 / 約 17.9ha
指定地	131 筆 / 約 11.2ha(うち、市有地 約 7.2ha)
今後指定を予定している土地	28 筆 / 約 2.8ha

### 2 スケジュール

平成 24 年 6 月～平成 24 年 10 月 市から土地所有者の方々に市民の森事業の説明  
平成 25 年 3 月 土地所有者の方々と市で市民の森契約  
平成 25 年度 測量作業(一部)  
-----  
平成 26 年度 測量作業・事業推進区域拡張  
平成 27 年度 整備工事・地元説明会・市民の森愛護会結成  
平成 28 年度 4 月以降 開園予定



航空写真



担当：横浜市 環境創造局  
みどりアップ推進部 緑地保全推進課  
電話 045(671)3442



# 横浜市の主な緑地保全制度

制度名	法による制度		横浜市の条例等による制度		
	特別緑地 保全地区	近郊緑地 特別保全地区	市民の森	緑地保存地区	源流の森保存地区
概要	まとまりのある貴重な緑地を法指定により永続的に保全する制度です	首都圏の特に良好な緑地を法指定により永続的に保全する制度です	山林所有者の方々との契約により市民の憩いの場として緑を守り育て、利用させていただく制度です	市街化区域に残る身近な緑を保全する制度です	市街化調整区域に残る良好な樹林地を保全する制度です。
根拠法令	都市緑地法	首都圏 近郊緑地保全法	緑の環境をつくり育てる条例		
			横浜市市民の森設置事業 実施要綱	横浜市緑地保存事業 実施要綱	横浜市源流の森保存事業 実施要綱
対象	市内全域	市内全域 (近郊緑地 保全区域内)	市内全域	市街化区域	市街化調整区域
基準	概ね1,000㎡以上の、 一団の良好な自然環境 を形成する緑地	近郊緑地保全区域の緑 地で、樹林地等に類す る土地が良好な自然環 境を形成し、相当な規 模の広さを有している 土地	概ね2ha以上 公開可能な樹林地を中 心とする一定の区域	500㎡以上 一団の樹林地 (原則として山林課 税地)	1,000㎡以上 一団の樹林地 (原則として山林課税 地)
指定期間	都市計画決定 永年指定		市民の森契約 契約期間10年以上	緑地保存契約 契約期間10年以上	源流の森保存契約 契約期間10年以上
土地所有者や契約者への優遇措置等	①固定資産税評価額が最大1/2 ②相続税及贈与税評価額8割減(山林及び原野) ③相続税の延納利子税の割合が、引き下げられる場合あり ④行為の制限を受けることにより土地の利用に著しい支障をきたす場合、その土地を買入れる旨申し出ることが可能(譲渡所得2,000万円まで控除の場合あり。)		① 固定資産税・都市計画税を減免 ② 緑地育成奨励金を交付 ③ 契約更新時に継続一時金を交付 ④ 不測の事態が生じた場合は土地の買取相談に対応	① 固定資産税・都市計画税の減免(奨励金措置の場合あり)。 ② 契約更新時に継続一時金を交付 ③ 緑地相談制度あり	① 固定資産税の減免 ② 契約更新時に継続一時金を交付
	[留意事項] 相続税申告等の際は、税務署にご相談ください。		[留意事項] 継続一時金等は課税対象となりますので、税務署へ申告が必要です。		
管理形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則所有者による管理</li> <li>別途、樹林地維持管理に係る助成制度あり(ただし、市民の森との重複指定の場合は、市民の森の管理形態を適用)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として所有者の管理(樹林地維持管理に係る助成制度は対象外)</li> <li>開園後は、散策路や広場などの管理は事業者への委託で対応し、清掃や巡視は市民の森愛護会にお願いしています</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の管理</li> <li>別途、樹林地維持管理に係る助成制度あり</li> </ul>	
指定区域内の行為制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内での土地の形質の変更、樹木の伐採(管理行為を除く)、その他緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある行為は禁止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採(危険木除去等の管理行為は除く)、開発、土地の形質の変更等は原則として禁止</li> <li>所有権の移転や権利設定をする場合には、市長と協議(協議申出書)が必要</li> </ul>		
制度問合せ先	<b>環境創造局緑地保全推進課</b> 電話 045(671)3534,3442,3948				

※平成26年4月1日時点の内容です。制度詳細は、お問合せください。

# 『市民の森』のご案内

## ● 市民の森制度について

市民の森は、昭和46年度からスタートしました横浜市独自の緑地を保存する制度で、緑を守り育てるとともに、山林所有者の方々のご協力により、市民の憩いの場として利用させていただくものです。

現在までに41地区、約500haを指定しています。

- ・ 緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月）
- ・ 横浜市市民の森設置事業実施要綱（昭和46年8月、平成25年6月最近改正）

## ● 指定基準・契約方法

主に樹林に覆われたおおむね2ha以上の土地で、市民の憩いの場として利用可能な区域を指定します。また、樹林と一体となった農地、雑種地、原野、ため池なども指定できる場合があります。土地所有者から「市民の森指定同意書・申出書」の提出後、基準に適合したものについて、土地所有者と市（市長）との間で10年以上の市民の森契約を結びます。

## ● 契約者への優遇措置

- ① 毎年度、緑地育成奨励金をお支払いします（支払い時期：当該年度末頃）。更新契約時等に、継続一時金をお支払いします。  
※緑地育成奨励金及び継続一時金は課税対象となりますので、税務署への申告が必要になります。
- ② 固定資産税・都市計画税が減免されます。

## ● 利用・管理形態

指定後も、日常の維持管理については、引き続き土地所有者の方にお願います。市は、散策路や広場等自然の景観をこわさないように配慮しながら、整備を行います。整備開始までに概ね2年程度かけて、地元説明や愛護会の結成、市の整備計画・保全管理計画の検討を行っていきます。

開園後は、園路・広場沿いの枯損木等の管理や施設点検等については、公園緑地事務所が事業者への委託にて対応し、清掃や巡視等については、土地所有者の方々や周辺住民等で結成された「市民の森愛護会」にお願います。

## ● 行為の制限

開発及びその土地の形質の変更等は禁止となります。また、所有権移転・権利設定をする場合には、事前に市長との協議（協議申出書の提出）が必要です。

# 『市民の森』の指定手続き

土地所有者への指定の働きかけを行い、指定相談等に対応します。



周辺の土地所有者にも制度の協力を呼びかけます。



申請者  
(土地所有者)

「市民の森指定同意書・申出書」を提出します。



申請に基づき現地調査・土地登記調査、測量、契約準備等の手続きを行います。  
※測量は現地での立合いをお願いしたり、測量作業にお時間をいただきます。  
現場の状況によっては指定除外とさせていただく部分があります。



市

「市民の森契約書」を市と申請者とで締結します。  
2通作成し、申請者と市で1通ずつ保管します。

申請者  
(土地所有者)



指定地を市民の森として告示します。



契約者あて「減免申請書」、「奨励金口座振替依頼書」等の提出を依頼します。



申請者  
(土地所有者)

必要な書類を市へ提出します。

- ①「減免申請書」と「固定資産税減免申請に係る付帯条件承諾書」  
(契約時に一回)
- ②「奨励金口座振替依頼書」を所管の公園緑地事務所へ提出します。  
(毎年、年度末)



市

提出書類の事務手続きを行います。奨励金をお支払いします(年度末頃)。

## 【参考】愛護会について

市

説明会等を開催する中で、土地所有者の方々や地元の地域団体をメンバーとして愛護会の組織作りを働きかけます。



愛護会

地元でのまとまりが得られれば、組織や活動について話し合いを行います。

お問合せ窓口：横浜市環境創造局 みどりアップ推進部 緑地保全推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 関内中央ビル6階 (61 番窓口)

電話 045-671-3534 (制度について)

3948 (北部方面)、3442 (南部方面)